

薬剤師研修・認定電子システム(PECS)質問及び回答（その2）（令和3年7月13日）
（PECSの研修実施機関登録申請に関するもの）

1. 都道府県薬剤師会の支部について

(1)支部が単独で法人格を有している場合は、実施機関（施設）区分の⑧（公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの）で申請することとなります。

(2)支部が法人格を有していないものの、単独で独自の会則を有し、支部長を代表者とする組織体制を構築している場合は、実施機関（施設）区分の⑩（任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの）で申請することとなります。

(3)支部が法人格を有しておらず、かつ単独で独自の会則を有していない場合は、都道府県薬剤師会の一部となるため、研修実施機関の条件を満たさず、申請することはできません。この場合、会則等を整備して実施機関（施設）区分の⑩で申請してください。

なお、研修実施機関登録をした都道府県薬剤師会において、支部分を含めて統合して研修会開催関係の事務手続きを行う場合は（当財団からの連絡に使用するメールアドレスは1つのみです）、QRコード読取装置の貸与希望台数は、支部分を含めて記載して差し支えありませんが、過大にならないようご注意ください。

2. 都道府県薬剤師研修協議会について

都道府県薬剤師研修協議会が研修会等を開催するのであれば、研修実施機関として登録申請してください。都道府県薬剤師研修協議会は任意団体ですので実施機関（施設）区分の⑩（任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの）での申請となります。

3. 研修会等の開催申請業務の委託について

当財団の単位交付の対象となる研修会等を開催しようとする場合、団体ごとに研修実施機関として登録する必要があります。業務委託契約等を締結した委託先に業務を委託することは可能ですが、ユーザID及びパスワードはその団体固有のもので、管理に十分注意してください。支障を生じた際の責任は研修実施機関にあります。

4. 任意団体の代表者届について

(1)任意団体の申請において添付を求めている代表者届に捺印する印鑑及び印鑑証明書は、代表者個人のもので、なお、これは任意団体の責任の所在を明確にするためのもので、提出は必須です。

(2)代表者が変更になった場合の代表者届に関する変更届出は不要です。ただし、PECS登録事項の該当部を変更してください。

5. 支払方式について

申請時に納入する費用の決済は電子的に行っており、請求書の発行はいたしません。また、支払方式は当財団において利用している決済代行業者の方式によっており、その他の方式をとることはできません。

6. QRコード読取装置について

QRコード読取装置の貸与希望台数は、PECS様式20「研修実施機関の登録申請にかかる書類（研修会種別に関するもの）」の最下部「（参考）貸与を希望するQRコード読取装置の台数」に記載して提出します。貸与台数は当財団が定めますが、その際、同様式に記載された常時使用できるパーソナルコンピューターの台数を勘案しつつ、貸与希望台数に配慮して決定します。なお、貸与の期間は研修実施機関の登録期間となります。

また、貸与する読取装置以外の使用に関しては、ホームページに掲載している「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）質問及び回答（その1）（令和3年3月26日）」の間46を参照してください。

7. 国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人の附属又は設立する医療機関の実施機関登録申請について

これに該当する医療機関は、設立母体で申請する方法と個別の医療機関ごとに申請する方法のいずれかで申請することができます。

このうち、設立母体で申請する場合は、設立母体の長が申請者となり、いわゆる本部において研修等の事業を統合的に行うこととなります。申請の際の実施機関（施設）区分は①から⑤までのいずれかとなります。

個別の医療機関ごとに申請する場合は、医療機関の長（病院長）が申請者となり、個々の医療機関ごとに研修会の開催申請等を行うこととなります。申請の際の実施機関（施設）区分は⑥となります。

（この質問及び回答は、令和3年4月28日から令和3年7月7日までに当財団に届いたもののうち、PECSの研修実施機関登録申請に関するものをまとめたものです。）